

2026年7月31日（お知らせ）



令和8年熊本地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

令和8年熊本地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震に伴う被害により、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を適用いたします。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された地域：熊本県 21 市町村（7月31日時点）

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

※今後、上記以外の市町村に災害救助法が適用された場合には、当該市町村も対象といたします。

災害救助法適用市町村の最新情報は[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府](#)よりご確認ください。

2. 特別措置の内容

（1）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2026年6月分（支払期日が2026年7月28日以降のものに限りま
す）、7月分、8月分および9月分電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

（2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

（3）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2027年1月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

（1）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である九州電力送配電株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」等をご提出いただくことがあります。

（2）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以 上